



山形県公報

平成21年7月10日(金)

号 外 (29)

目 次

条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例..... (人 事 課) ... 5

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例..... (同) ...13

山形県手数料条例の一部を改正する条例..... (財 政 課) ...14

山形県県税条例の一部を改正する条例..... (税 政 課) ...同

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例..... (同) ...16

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例..... (市町村支援課) ...17

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例..... (地域福祉課) ...同

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例..... (障がい福祉課) ...18

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例..... (農村計画課) ...同

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例..... (森 林 課) ...19

山形県都市公園条例の一部を改正する条例..... (都市計画課) ...同

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例..... (警 察 本 部) ...20

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例..... (企 業 局) ...同

この号で公布された条例のあらまし

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例 (県条例第49号) (人事課)

1 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正

(1) 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限

退職をした者が次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。(第13条第1項関係)

イ 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

ロ 失職又はこれに準ずる退職をした者

(2) 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限

イ 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。(改正後の第15条第1項関係)

(イ) 当該退職をした者が刑事事件に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(ロ) 当該退職をした者が在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(ハ) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該退職後に在職期間中に懲

戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

- 口 死亡による退職をした者の遺族に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、イの(ハ)に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができることとした。（改正後の第15条第2項関係）

(3) 退職をした者の退職手当の返納

- イ 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができることとした。（改正後の第16条第1項関係）

(イ) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(ロ) 当該退職をした者が在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(ハ) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

- 口 イの(ハ)に該当するときにおけるイによる処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができることとした。（改正後の第16条第3項関係）

(4) 遺族の退職手当の返納

死亡による退職をした者の遺族に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、(3)のイの(ハ)に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができることとした。（第17条第1項関係）

(5) 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付

退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該退職手当の受給者が当該退職の日から6月以内に(3)のイ又は(4)による処分を受けることなく死亡した場合において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分等を行うことができることとした。（第18条第1項～第5項関係）

- (6) (2)のイの(ハ)若しくは口、(3)のイ、(4)又は(5)による処分を行おうとするときは、山形県退職手当審査会に諮問しなければならないこととした。（第19条関係）

- (7) 山形県退職手当審査会の設置等について、必要な事項を定めることとした。（第20条～第26条関係）

2 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正

知事に係る退職手当管理機関は、知事とすることとした。

3 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

- (1) 退職をした者が地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者等に該当するときは、企業管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないことができることとした。（第18条第2項関係）

- (2) 在職期間中に懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者及び当該者との権衡上必要があるものとして企業管理者が定める者に係る退職手当については、企業管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は退職手当の額に相当する額を退職手当の受給者の相続人に納付させることができ

ることとした。（改正後の第18条第3項関係）

4 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

- (1) 退職をした者が地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者等に該当するときは、病院事業管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないことができることとした。（第22条第2項関係）
- (2) 在職期間中に懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者及び当該者との権衡上必要があるものとして病院事業管理者が定める者に係る退職手当については、病院事業管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は退職手当の額に相当する額を退職手当の受給者の相続人に納付させることができることとした。（改正後の第22条第3項関係）

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（県条例第50号）（人事課）

行政組織の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第51号）（財政課）

租税特別措置法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県県税条例の一部を改正する条例（県条例第52号）（税政課）

- 1 県民税の所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額を控除した金額につき、その5分の2に相当する金額を所得割の額から控除することとした。（附則第5条の4の2関係）
- 2 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、一定の特定管理株式であった株式を追加することとした。（附則第12条の3関係）
- 3 先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例の対象に、一定の有価証券に表示される権利の行使等による事業所得、譲渡所得及び雑所得を追加することとした。（附則第12条の8関係）
- 4 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づき認定された計画に従い行った事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産を取得した場合における不動産取得税の減額措置について、対象となる計画を追加することとした。（附則第14条の3関係）
- 5 この条例は、平成22年1月1日から施行することとした。ただし、4の改正は公布の日から、3の改正は平成23年1月1日から施行することとした。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例（県条例第53号）（税政課）

- 1 過疎地域における事業税の課税免除の適用期間を延長することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の規定は、平成21年4月1日から適用することとした。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（県条例第54号）（市町村支援課）

- 1 本人確認情報を利用することができる事務の範囲を拡大することとした。（別表第1関係）
- 2 知事以外の県の執行機関に本人確認情報を提供することができる事務の範囲を拡大することとした。（別表第2関係）
- 3 この条例は、平成21年8月1日から施行することとした。

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例（県条例第55号）（地域福祉課）

- 1 自殺対策を緊急に強化する事業を実施するため、山形県地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）

4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）

6 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例（県条例第56号）（障がい福祉課）

1 障がい者支援施設等における消防用設備の設置及び障がい者支援施設等の整備に関する事業を実施するため、山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。（第2条関係）

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）

4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）

6 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（県条例第57号）（農村計画課）

分担金徴収の対象となる県営土地改良事業の名称の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例（県条例第58号）（森林課）

1 間伐等の森林整備の促進及び間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の再生を図る事業を実施するため、山形県森林整備促進・林業等再生基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。（第2条関係）

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。（第3条及び第4条関係）

4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）

6 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（県条例第59号）（都市計画課）

1 都市公園として蔵王みはらしの丘ミュージアムパークを山形市に設置することとした。

2 この条例は、平成21年7月18日から施行することとした。

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（県条例第60号）（警察本部）
警察法施行令の一部改正に伴い、警務部の所掌事務に被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関することを加えることとした。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第61号）（企業局）

庄内広域水道の給水対象を変更することとした。

条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第49号

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正）

第1条 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1章中第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（遺族の範囲及び順位）

第2条の2 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第4条第2項中「に対する」を「（第13条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する」に改める。

第6条の2第2項中「第8条の2第4項、第8条の3第4項、第9条第3項又は第14条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「若しくは第8条の3第1項」を「若しくは第9条第1項」に、「支給に」を「退職手当に」に、「第9条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第8条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条第1項若しくは第15条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第10条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に、「又は第8条の3第1項」を「又は第9条第1項」に改め、同項第19号中「第8条の3第1項」を「第9条第1

項」に改め、同項第20号中「第8条の3第2項」を「第9条第2項」に改める。

第7条の4第4項第1号中「でその」を「のうち自己都合退職者（第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその」に、「24年」を「5年以上24年」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第2号中「退職した者で」を「退職した者のうち自己都合退職者以外のもので」に、「4年」を「1年以上4年」に改め、「及び第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの」を削り、同項に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

第7条の4第5項中「本条」を「この条」に改める。

第8条第2項中「第9条第1項各号」を「第13条第1項各号」に改め、同条第5項第1号中「第14条」を「第27条第2項」に改める。

第8条の2の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第9条を削る。

第8条の3の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第4項を削り、第2章中同条を第9条とする。

第11条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改め、同条第13項中「本条」を「この条」に改める。

「第4章 雑則」を「第4章 退職手当の支給制限等」に改める。

第12条を次のように改める。

（定義）

第12条 この章及び次章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。

第12条の2を削る。

第13条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響（以下「非違等の

事情」という。)を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を県公報に登載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第16条中「条例施行」を「条例の施行」に改め、同条を第29条とする。

第15条を第28条とする。

第14条の見出しを「(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

職員が退職した場合(第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第14条に次の3項を加える。

3 職員が第8条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

5 職員が第9条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて地方独立行政法人役員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて地方独立行政法人役員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第14条を第27条とし、同条の前に次の章名を付する。

第6章 雑則

第13条の3を削る。

第13条の2の見出しを「(退職手当の支払の差止め)」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実

に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間（この章の規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める期間を含む。以下この章において同じ。）中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

第13条の2第4項中「一時差止処分を受けた」を「前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた」に、「第14条」を「第14条第1項」に、「一時差止処分後」を「支払差止処分後」に、「一時差止処分をした者」を「支払差止処分を行つた退職手当管理機関」に改め、同条第5項中「任命権者は、一時差止処分について」を「第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は」に、「当該一時差止処分を」を「当該支払差止処分を」に改め、同項ただし書中「第2号」を「第3号」に、「一時差止処分を」を「、当該支払差止処分を」に、「が一時差止処分」を「が支払差止処分」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

第13条の2第8項を削り、同条第7項中「一時差止処分を」を「第1項又は第2項の規定による支払差止処分を」に、「一時差止処分が」を「支払差止処分が」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「前項」を「前2項」に、「任命権者が、一時差止処分」を「当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関が、当該支払差止処分」に、「一般の退職手当等の支給」を「当該一般の退職手当等の額の支払」に、「一時差止処分を」を「支払差止処分を」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

第13条の2第9項及び第10項を次のように改める。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を

受けるに至つたときを含む。)において、当該退職をした者が既に第11条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

第13条の2を第14条とし、同条の次に次の5条を加える。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、非違等の事情及び第13条第1項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、非違等の事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 山形県行政手続条例(平成8年3月県条例第9号)第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第13条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、非違等の事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。))であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第11条第1項又は第5項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 山形県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第13条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。
- （遺族の退職手当の返納）

第17条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、非違等の事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第13条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 山形県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。
- （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第16条第5項又は前条第3項において準用する山形県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規

定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、非違等の事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第13条第2項並びに第16条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 山形県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第16条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（諮問）

第19条 退職手当管理機関は、第15条第1項第3号若しくは第2項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（第24条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、山形県退職手当審査会に諮問しなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 山形県退職手当審査会

（設置）

第20条 前条の規定による退職手当管理機関の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第21条 審査会は、委員3人をもつて組織する。

（委員）

第22条 委員は、学識経験を有する者のうちから必要の都度、知事が任命する。

2 委員は、調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第23条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（意見の聴取等）

第24条 審査会は、第15条第2項、第17条第1項又は第18条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

3 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第25条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（会長への委任）

第26条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附則第18項及び第20項中「第14条」を「第27条第2項」に改める。

附則第23項中「第12条」を「第2条の2第1項から第3項まで」に改める。

附則第24項中「第14条」を「第27条第2項」に改める。

附則第35項中「を除く」を「（第13条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く」に改める。

（特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正）

第2条 特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年1月県条例第1号）の一部を次のように改める。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、知事に係る一般職の条例第12条第2号に規定する退職手当管理機関は、知事とする。

（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改める。

第18条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第18条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者及び当該者との権衡上必要があるものとして管理者が定める者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあつてはその支給を制限し、支払われた後にあつては返納させ、又は退職手当の額に相当する額を退職手当の受給者の相続人に納付させることができる。

（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 第4条 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改める。

第22条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

第22条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者及び当該者との権衡上必要があるものとして管理者が定める者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあつてはその支給を制限し、支払われた後にあつては返納させ、又は退職手当の額に相当する額を退職手当の受給者の相続人に納付させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「新条例」という。）、第3条の規定による改正後の山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例及び第4条の規定による改正後の山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

- 3 新条例第8条第5項第1号並びに附則第20項及び第24項の規定の適用については、第1条の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例第14条の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となった場合は、新条例第27条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となった場合とみなす。

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第4条第1項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を「第4条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第50号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「農林水産部エコ農業推進課」を「農林水産部畜産課」に改める。

第12条の2第1項中「、県民会館」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第51号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第189号中「歯科技工士試験合格証明書の」を「歯科技工士国家試験合格証明書の」に、「歯科技工士試験合格証明書交付手数料」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料」に改め、同項第403号中「第31条の2第2項第15号八」を「第31条の2第2項第14号八」に、「第62条の3第4項第15号八」を「第62条の3第4項第14号八」に改め、同項第404号中「第31条の2第2項第16号二」を「第31条の2第2項第15号二」に、「第62条の3第4項第16号二」を「第62条の3第4項第15号二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第189号の改正規定は、平成21年9月1日から施行する。

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第52号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の3第2項第2号中「及び」を「、附則第5条の4の2第1項及び」に改める。

附則第5条の4の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「この条」を「この条及び次条」に改め、同項第3号中「、第41条の19の2若しくは第41条の19の3」を「若しくは第41条の19の2から第41条の19の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の4の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が3万9千円を超える場合には、3万9千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項若しくは第5項又は第41条の2の規定を適用して計算した同法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、

第41条の2の2、第41条の18若しくは第41条の19の2から第41条の19の5まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2 前項の規定は、法附則第5条の4の2第2項に定める場合に限り、適用する。

3 第1項の規定の適用がある場合における第35条及び第35条の2の規定の適用については、第35条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第5条の4の2第1項」と、第35条の2中「第34条から前条まで」とあるのは「第34条から前条まで及び附則第5条の4の2第1項」とする。

附則第6条第2項中「及び」を「、附則第5条の4の2第1項及び」に改める。

附則第8条の2第3項第4号中「第34条の3第1項後段及び第2項」を「第34条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第8条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項後段及び同条第2項」に改め、同項第6号中「及び附則第5条の5」を「、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5」に、「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第9条第3項第5号中「及び附則第5条の5」を「、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5」に、「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第10条第1項中「又は」を「、第35条の2第1項又は」に改め、同条第3項第6号中「及び附則第5条の5」を「、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5」に、「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第10条の2第2項中「第17号」を「第16号」に改め、同条第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改め、同条第4項中「第15号」を「第14号」に、「同項第16号」を「同項第15号」に、「第17号」を「第16号」に改め、同条第6項中「第17号」を「第16号」に改める。

附則第12条第4項第6号中「及び附則第5条の5」を「、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5」に、「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第12条の2第2項中「第37条の10第4項」を「第4条の4第3項、第37条の10第4項」に改め、同条第4項第6号中「及び附則第5条の5」を「、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5」に、「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第12条の3の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「が株式」を「又は同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）が株式」に、「の譲渡」を「又は特定保有株式の譲渡」に改める。

附則第12条の5第2項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改める。

附則第12条の8第1項中「又は」を「、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「第41条の14第2項第2号」を「第41条の14第2項第3号」に改め、同項第6号中「及び附則第5条の5」を「、附則第5条の4の2第1項及び附則第5条の5」に、「及び附則第5条の4第1項」を「、附則第5条の4第1項及び附則第5条の4の2第1項」に改める。

附則第14条の3第5項中「平成21年4月1日」を「平成21年6月22日」に、「同表第3号」を「同表第2号及び第5号」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>(1) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下この表において「特別措置法」という。）</p>	<p>特別措置法第5条第1項の規定による認定（特別措置法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第6条第1項に規定する認定事業再構築事業者</p>
---	--	-----------------------------------

第6条第2項に規定する認定事業再構築計画		
(2) 特別措置法第8条第2項に規定する認定経営資源再活用計画	特別措置法第7条第1項の規定による認定（特別措置法第8条第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第8条第1項に規定する認定経営資源再活用事業者
(3) 特別措置法第10条第2項に規定する認定経営資源融合計画	特別措置法第9条第1項の規定による認定（特別措置法第10条第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第10条第1項に規定する認定経営資源融合事業者
(4) 特別措置法第12条第2項に規定する認定資源生産性革新計画	特別措置法第11条第1項の規定による認定（特別措置法第12条第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第12条第1項に規定する認定資源生産性革新事業者
(5) 特別措置法第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画	特別措置法第39条の2第1項の規定による認定（特別措置法第39条の3第1項の規定による変更の認定を含む。）	特別措置法第39条の3第1項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第14条の3第5項の改正規定及び次項の規定 公布の日
 - (2) 附則第5条の4第1項第3号、第10条第1項、第10条の2及び第12条の2第2項の改正規定
平成22年4月1日
 - (3) 附則第12条の8第1項及び第2項第2号の改正規定 平成23年1月1日
（経過措置）
- 2 平成21年6月22日前に改正前の附則第14条の3第5項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の左欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡（同項に規定する資産の譲渡をいう。以下同じ。）を受けた同表の右欄に掲げる者又は当該計画（同表第3号の左欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の右欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第53号

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例（平成12年7月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第54号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第10項を第11項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 健康増進法（平成14年法律第103号）の規定による生活習慣病の発生の状況の把握に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中

監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるもの	を
選挙管理委員会	1 漁業法（昭和24年法律第267号）の規定による海区漁業調整委員会の委員の候補者の届出に関する事務であって規則で定めるもの 2 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による公職の候補者の届出に関する事務であって規則で定めるもの	に
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるもの	

改める。

附 則

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第55号

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例

（設置）

第1条 自殺対策を緊急に強化する事業を実施するため、山形県地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなけ

ればならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第56号

山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金条例

(設置)

第1条 障がい者支援施設等における消防用設備の設置及び障がい者支援施設等の整備に関する事業を実施するため、山形県障がい者支援施設等消防用設備設置等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第57号

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
山形県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和36年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中 「農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」 を
「基幹農道整備事業」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第58号

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例

（設置）

第1条 間伐等の森林整備の促進及び間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の再生を図る事業を実施するため、山形県森林整備促進・林業等再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第59号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表健康の森公園の項の次に次のように加える。

蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	山	形	市
-------------------	---	---	---

第15条中「を除く。第15条の2」を「及び蔵王みはらしの丘ミュージアムパークを除く。次条」に改める。

附 則

この条例は、平成21年7月18日から施行する。

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第60号

山形県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

山形県警察本部の組織に関する条例（昭和29年6月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第61号

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項の表中「酒田市、」を「酒田市及び」に改め、「及び月山水道企業団」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。